

## 習志野市空家等対策計画の改定について

### 1 計画の改定について

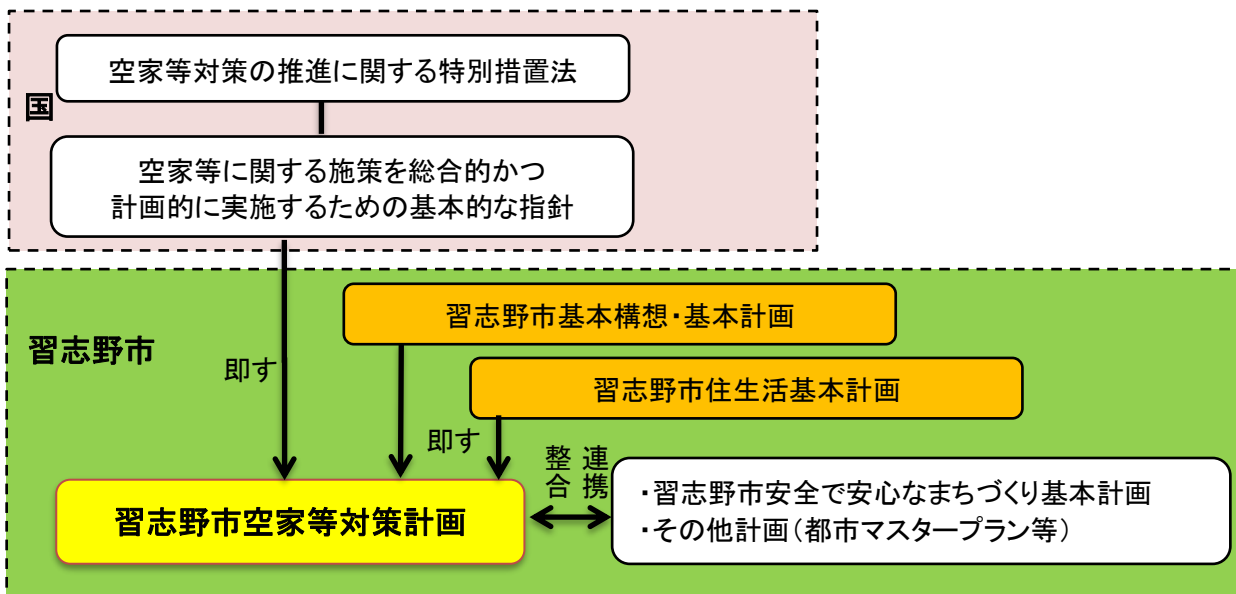
平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市町村に「空家等対策計画」の作成及び計画に基づく空き家等対策の実施が求められました。

本市においては、平成29年3月に習志野市空家等対策計画（以後「現計画」という。）を策定し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現計画は、期間が令和3年度末までのことから、引き続き空家等の施策を推進するために、空家等対策計画を改定します。

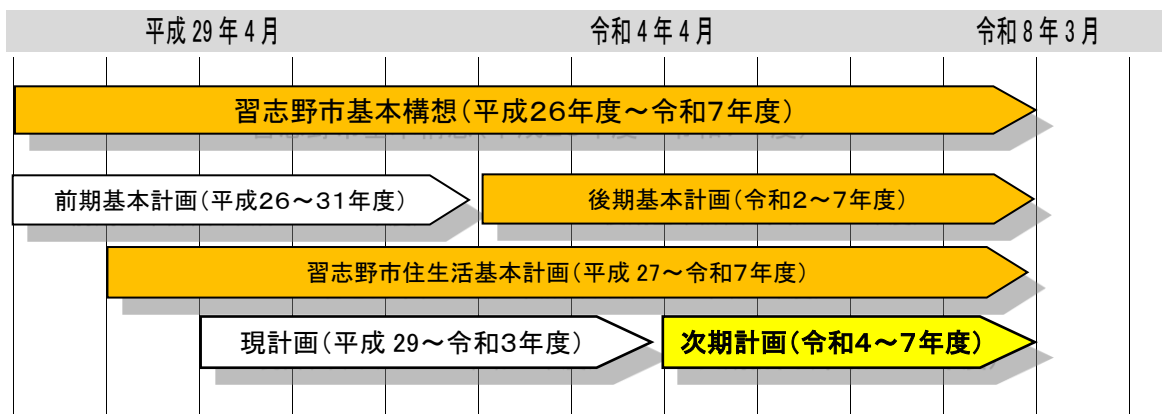
改定にあたっては、国の空家等に関する法令・指針・ガイドライン、市の上位計画にあたる「習志野市基本構想・基本計画」、さらに関連する個別計画等と内容について整合性を図ります。

（各計画の関連図）



### 2 計画期間

市の上位計画の習志野市基本構想、習志野市後期基本計画、習志野市住生活基本計画の終了年度が令和7年度であることを考慮し、令和4年度から令和7年度の4年間とします。



### 3 改定の手法

#### (1) 市民参加

市民の意見を反映した計画とするため以下を実施します。

- ①空家等対策協議会での協議内容の反映
- ②パブリックコメントの実施による市民からの意見聴取
- ③空き家所有者へのアンケート実施による調査

#### (2) 空家等実態調査の実施

市内の空家等の実態及び計画策定の基礎資料を得ることを目的に「空家等実態調査」を実施します。

#### (3) 成果や課題等の検討

- ①本市の空き家対策を継続的に実施するため、これまでの成果や課題等を踏まえて検討します。
- ②国の法令や方針、市の上位計画（習志野市基本構想、基本計画）の目標に変更がみられないことから、現計画の内容を踏襲しつつ、社会情勢等にあわせて加除、修正します。

#### (4) 体制

空き家に関する部署、関係団体と連携し、調査やヒアリング等を実施し、内容を計画に反映します。

#### (5) 改定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会				会議			会議			会議		
計画の 作業工程	素案	→				案	→			修正	→	
実態調査			契約	実施	→		報告					
パブリックコメント								募集	→	公表		
庁内											決定	

・施行年月日：令和4年4月1日

・計画期間：令和4年度から令和7年度（4年間）